

令和 7 年度 橋梁点検業務 特記仕様書

第 1 条 本業務の履行にあたっては、令和 6 年度広島県制定「調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）」（以下、共通仕様書という。）に基づき実施しなければならない。

第 2 条 共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりである。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加	1		1	適用		1. 本特記仕様書は、共通仕様書でいう特記仕様書で、「町道橋梁点検業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。 2. 本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。
			2	履行場所		本業務の履行場所は、山県郡北広島町内とする。なお、定期点検を行う橋梁は、別表のとおりとする。
			3	履行期間		履行期間は、契約の翌日から令和 7 年 1 2 月 2 7 日までとする。
			4	管理技術者		別紙のとおり
			5	関連する業務		なし
			6	業務計画書		受注者は、契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員と協議了承後に提出するものとする。 なお、共通仕様書第 1112 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。 1. 安全管理計画 2. 関連資料貸与請求一覧表 なお、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。
			7	使用図書		本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等のほか、次に示すものによるものとする。 1. 広島県橋梁定期点検要領（令和 6 年 9 月）（以下、「定期点検要領」という）。 2. 道路橋の損傷事例（平成 2 8 年 4 月）

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項				
	2		8	作業区分		本業務の作業区分は下記によるものとする。 <table><tr><td>作業区分</td><td>施工区分</td></tr><tr><td>昼間作業</td><td>現場作業及び内業</td></tr></table> ただし、現場条件等により作業区分に変更を要する場合は、調査職員と協議するものとする。	作業区分	施工区分	昼間作業	現場作業及び内業
		作業区分	施工区分							
		昼間作業	現場作業及び内業							
			9	業務目的		本業務は、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を計るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、道路施設の中でも特に重要な橋梁について点検を行うものである。				
10	点検計画準備		1. 橋梁点検に先立って、発注者から指定された本業務の対象となる橋梁の現地踏査を行い、点検可能か否かについての状況を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。 なお、橋梁の状況（高所作業車や点検作業車等が必要となり、現地調査不可能等）により点検作業が出来ないと考えられる場合には、調査職員と協議するものとする。							
			11	実施計画書作成		受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 実施計画書には次の事項を記載するものとする。 1. 対象橋梁位置図 2. 現地踏査の調査記録 3. 業務実施方針〔橋梁点検方法〕 4. 実施体制 5. 実施工程表 6. 安全管理計画（交通規制を含む） 7. その他調査職員が必要と認めたもの なお、本特記仕様書第1章6条の業務計画書と重複する場合は、それを省略できる。 また、実施体制については、「定期点検要領」に記載の3名で編成するものとする。				

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			1 2	橋梁点検員等		点検に携わる人員の名称，必要な要件および作業内容は，次のとおりとする。 a. 点検調書記入者 点検調書記入者は，橋梁に関する知識と実務経験を有するものとする。 調査は近傍目視を標準とし，橋梁の構造形式及び部材ごとの損傷状況について調査した結果を点検調書に記入する。 点検調書記入者は，点検作業班を統括し，各作業員との連携を取りながら点検を実施する。 b. 写真撮影者 写真撮影者は橋梁に関する知識と実務経験を有するものとする。 写真撮影者は安全管理に留意しながら，以下の写真を撮影する。 ・調査対象橋梁がある道路の起点側から終点側及び終点側から起点側を見た場合の全景 ・調査対象橋梁がある河川の上流から下流及び下流から上流を見た場合の全景 ・下部工（起点側（A1），終点側（A2）） ・床版を下から見た写真 ・支承 ・部材ごとの損傷状況 c. 補助者 補助者は，点検調書記入者と写真撮影者の指示により，点検調査の補助を行う他，調査作業の安全確認及び連絡調整を行う。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			1 3	橋梁現場点検		1. 定期点検 本業務実施に際しては、下記の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 (1) 近接目視点検 目視点検を標準とする。また、必要に応じて機械・器具（簡易なもの）を用いて点検するものとする。 また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。 (2) 定期点検結果の記録 点検結果をもとに定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。 (3) 調査職員等の立会い 橋梁点検員のための点検時に、点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、調査職員等の立会いを求め、その指導等に従い点検を行うものとする。 (4) 緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。
			1 4	損傷程度の評価		1. 定期点検実施橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の判定評価を行う。 2. 点検調書は、橋梁毎に作成後、調査職員に提出すること。
			1 5	点検結果取りまとめ		橋梁点検結果を、別途貸与する橋梁点検データベースシステムに入力することにより、データ作成を行うものとする。
	3		1 6	中間成果の提出		業務履行中、調査職員より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。
			1 7	再委託の禁止		共通仕様書第 1128 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。 1. 本業務の計画準備 2. 点検計画準備 3. 実施計画書作成 4. 橋梁現場点検 5. 損傷程度の評価 6. 報告書作成

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項						
			18	成果品資料作成		本業務の成果品は、以下のものを提出するものとする。 報告書は、橋梁点検結果を基に、定期点検要領に定める点検調書を作成し、とりまとめるものとする。 <table><tr><td>1. 報告書</td><td>各2部 A4版</td></tr><tr><td>2. 点検調書の電子データ</td><td>CD等で各2部</td></tr><tr><td>3. その他調査職員の指示した資料</td><td>1式</td></tr></table> 成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。	1. 報告書	各2部 A4版	2. 点検調書の電子データ	CD等で各2部	3. その他調査職員の指示した資料	1式
1. 報告書	各2部 A4版											
2. 点検調書の電子データ	CD等で各2部											
3. その他調査職員の指示した資料	1式											
			19	打合せ		業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出するものとする。 なお、打ち合わせ回数は、3回を予定するものとし、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が出席するものとする。						
			20	他機関との協議		橋梁点検を行う際に、河川管理者、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者との協議が必要となった場合は、調査職員と協議を行うものとする。						
			21	貸与資料		共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次の通りとする。 <table><tr><td>1. 橋梁台帳（既存）</td></tr><tr><td>2. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料について貸与するものとする。</td></tr></table>	1. 橋梁台帳（既存）	2. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料について貸与するものとする。				
1. 橋梁台帳（既存）												
2. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料について貸与するものとする。												
			22	安全管理		受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。						
			23	沿道対応		本業務実施中、沿道の住民および道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を調査職員に報告するものとする。						
			24	疑義		受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査職員と協議を行うものとする。						
			25	新技術等の活用		この業務について、点検を行う橋梁で10%以上、新技術・新工法により点検をすること。						

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			26	労働環境改善（ウィークリースタンス）について		本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。 1 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙－１「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙－１」という。）を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。 2 受注者は、取組内容を、別紙－１に整理し、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。 3 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。 4 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙－２「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。 なお、別紙－１及び別紙－２については、令和元年５月３０日付けで「広島県の調達情報」ホームページのお知らせ欄に掲載してある様式を利用する。 「広島県の調達情報」（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html）

町道橋梁点検業務委託

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務費	1	式				
業務委託料	1	式				
令和7年度町道橋梁定期点検業務	1	式				
合計						

町道橋梁点検業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
令和7年度町道橋梁定期点検業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
打合せ協議(橋梁定期点検)	1	業務			第 1 号	
点検計画準備(橋梁定期点検) 橋長＝10～15m未満	8	橋			第 2 号	
点検計画準備(橋梁定期点検) 橋長＝15～20m未満	26	橋			第 3 号	
点検計画準備(橋梁定期点検) 橋長＝20～30m未満	24	橋			第 4 号	
点検計画準備(橋梁定期点検) 橋長＝30～50m未満	1	橋			第 5 号	
部材番号図作成(橋梁定期点検) コンクリート橋 橋長＝15～20m未満	1	橋			第 6 号	
橋梁現場点検(近接目視点検)(橋梁定期点検) 側道橋なし 橋長＝10～15m未満	8	橋			第 7 号	
橋梁現場点検(近接目視点検)(橋梁定期点検) 側道橋なし 橋長＝15～20m未満	26	橋			第 8 号	
橋梁現場点検(近接目視点検)(橋梁定期点検) 側道橋なし 橋長＝20～30m未満	24	橋			第 9 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
橋梁現場点検(近接目視点検)(橋梁定期点検) 側道橋なし 橋長=30～50m未満	1	橋			第 10 号	
橋梁間の移動(橋梁定期点検)	58	回			第 11 号	
橋梁点検結果とりまとめ(橋梁定期点検) 橋長=10～15m未満	8	橋			第 12 号	
橋梁点検結果とりまとめ(橋梁定期点検) 橋長=15～20m未満	26	橋			第 13 号	
橋梁点検結果とりまとめ(橋梁定期点検) 橋長=20～30m未満	24	橋			第 14 号	
橋梁点検結果とりまとめ(橋梁定期点検) 橋長=30～50m未満	1	橋			第 15 号	
成果品資料作成(橋梁定期点検)	59	橋			第 16 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費	1	式				
旅費・交通費(測量)	1	式			第 17 号	
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
機械経費	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機械経費(橋梁定期点検)		日			第 18 号	
安全費(率計上分)	1	式				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

橋梁 番号	支所名	橋梁名	路線名	橋長	全幅員	橋種
2002	大朝地域	川崎橋 1	九門明茅原線	16.00	4.65	P C 橋
2003	大朝地域	女鹿原橋	女鹿原線	14.50	5.70	P C 橋
2007	大朝地域	本谷橋	岩戸線	16.60	11.05	P C 橋
2010	大朝地域	筏津橋	筏津小学校線	16.00	4.10	鋼橋
2011	大朝地域	可愛橋	大塚市宮松線	18.30	7.70	R C 橋
2012	大朝地域	亀尻橋	亀尻線	21.65	3.60	P C 橋
2013	大朝地域	馬場大橋	馬場線	18.00	5.00	P C 橋
2014	大朝地域	大坪橋	宮迫脇原線	14.80	5.00	P C 橋
2016	大朝地域	小名原橋	小名原線	14.75	6.70	P C 橋
2017	大朝地域	浜田屋橋	筏津線	14.50	3.40	P C 橋
2018	大朝地域	風呂屋橋	筏津線	15.40	4.85	P C 橋
2019	大朝地域	土居田橋	土居田工岩線	23.00	3.70	鋼橋
2020	大朝地域	秋信橋	秋信線	15.95	3.70	P C 橋
2021	大朝地域	矢熊橋	城ノ前高広線	16.70	4.80	P C 橋
2022	大朝地域	大穀屋橋	上楨之元線	16.20	2.45	P C 橋
2024	大朝地域	大迫橋	平田線	17.30	4.80	P C 橋
2026	大朝地域	甲田橋	立石田中原線	17.60	3.75	P C 橋
2120	大朝地域	盤門橋	宮迫横断線	13.50	5.75	P C 橋
2144	大朝地域	小山橋	大塚市宮松線	13.90	6.00	R C 橋
3014	千代田地域	今田大橋	奥今田線	13.60	8.50	P C 橋
3026	千代田地域	二反田橋	壬生南方線	24.70	5.80	鋼橋
3034	千代田地域	国利梅迫1号橋	国利梅迫線	20.00	5.20	P C 橋
3052	千代田地域	玉川橋	東別所線	29.50	5.20	P C 橋
3054	千代田地域	雁鳥橋	瀬丸線	22.50	5.70	鋼橋
3065	千代田地域	長原橋	長原線	30.20	4.70	鋼橋
3070	千代田地域	小長者橋	小長者線	28.60	4.70	鋼橋
3087	千代田地域	本地グランド1号橋	本地グランド線	22.50	5.20	P C 橋
3097	千代田地域	紺屋橋 1	紺屋線	25.50	5.20	P C 橋
3098	千代田地域	馬尻川橋	丁保余原線	15.00	4.80	P C 橋
3100	千代田地域	朴谷橋	朴谷線	26.30	5.20	P C 橋
3124	千代田地域	惣森橋	野賀漆原線	28.30	2.60	鋼橋
3145	千代田地域	古浦橋	歳田線	15.40	4.80	鋼橋
3159	千代田地域	上春木橋	上春木線	27.20	5.10	鋼橋
3240	千代田地域	青木橋	中筋2号線	29.60	3.60	鋼橋
3275	千代田地域	田中橋 2	本地中央線	18.95	7.80	P C 橋
3277	千代田地域	新郷1号橋	新郷1号線	16.80	10.00	P C 橋
3288	千代田地域	側道45号山根橋	側道45号線	23.00	4.80	鋼橋
3293	千代田地域	新生橋	新生橋線	25.50	6.20	P C 橋
3297	千代田地域	石原橋	石原2号線	16.50	5.20	P C 橋
3300	千代田地域	下本地橋	葭原線	25.80	6.20	P C 橋
3303	千代田地域	本郷橋 5	蔵迫2号線	20.50	10.30	P C 橋
3311	千代田地域	専教寺橋	側道27号線	29.50	6.20	P C 橋
3320	千代田地域	豊永橋	梅ノ木西横町線	27.00	6.20	P C 橋
3334	千代田地域	神崎橋	神崎武住線	15.00	4.50	P C 橋
3335	千代田地域	広島アルミ橋	広島アルミ線	20.20	8.20	P C 橋
4006	豊平地域	大仙橋	大仙松崎線	13.25	6.25	P C 橋
4020	豊平地域	大利橋	戸谷掛札線	18.70	11.00	P C 橋
4050	豊平地域	久河内橋	大畠久河内線	16.10	5.60	鋼橋
4099	豊平地域	郷橋	松本谷線	17.50	4.30	鋼橋
4104	豊平地域	善浄寺橋	戸坂日浦線	22.00	5.20	P C 橋
4117	豊平地域	古野橋	才ノ平古野線	26.00	1.80	鋼橋
4179	豊平地域	下ヶ原橋	日奈線	16.80	5.70	鋼橋
4186	豊平地域	土居ヶ原橋	中八幡線	15.80	4.30	鋼橋
4189	豊平地域	海応寺橋	海応寺線	17.10	5.20	R C 橋
4200	豊平地域	川崎橋 3	橋ヶ平川線	16.50	5.05	R C 橋
4207	豊平地域	平成橋	下阿坂都志見線	21.80	6.20	P C 橋
4211	豊平地域	夏焼橋	戸坂日浦線	16.00	3.10	鋼橋
4218	豊平地域	市橋	市弓場線	15.10	3.60	鋼橋
4224	豊平地域	新広瀬橋	水根大畠線	21.70	4.80	P C 橋